

徳島県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

平成二十九年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	株式会社ソレイユ	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
武村 政彦	海部郡海陽町四方原字 杉谷二八 二	徳島市末広二丁目一 七二	スマイル調剤薬局 東店 武村クリニック	徳島市安宅二丁目一 一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十九年 四月二十日
				徳島市金沢一丁目八四 五	訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導	同